鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金

鎌倉市に就労支援事業所を開設しませんか？

鎌倉市では、市内に就労支援事業所を開設する法人に対し、開設する際にかかった費用を最大１００万円補助します。

鎌倉市内に就労支援事業所の開設をお考えの方は市障害福祉課まで！

対象者

鎌倉市内に次のいずれかの就労支援事業所を開設する法人

〇就労移行支援事業所

〇就労継続支援事業所「Ａ型」「Ｂ型」

補助額等

〇補 助 率：対象経費の２／３以内

〇補 助 額：１００万円以内※

※1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額

対象経費

〇工事費・工事請負費

〇工事事務費※

※工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料など

〇事務用品費（机、椅子、パソコン、電話、消火器など）

申請方法

「鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金交付申請書※（第１号様式）」に必要事項を記入し、下記提出書類をご用意の上、市障害福祉課（５番窓口）に提出してください。

〇提出書類

□障害福祉サービスの事業所指定を受けたことがわかる書類

□登記事項証明書及び事業所を証明する書類

□事業計画図（位置図、設計図、配置図など）

□対象経費の内訳がわかる書類（見積書の写しなど）

□その他市長が必要と認める書類

審査・決定

提出された書類を基に審査を行います。その後、補助金の交付の可否について、「鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）」により、申請者に審査結果を通知します。

問い合わせ

障害福祉課障害者雇用対策担当（本庁舎５番窓口）

連絡先：電話番号　０４６７－２３－３０００（内線２６９４）

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　shafuku@city.kamakura.kanagawa.jp